第十九条の十五第二項第五号中「第二十七条の二第八項」を「第二十七条の二第十七項」に改め、同項第六号中「債券現先取引又は証券貸借取引」を「振替債等に係る特定債券現先取引等又は振替国債に係る特定債券現先取引」に改め、同項第七号及び第八号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項を同条第八項とし、同条第一項中「第四十二条の二第五項」を「第四十二条の二第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

施行令第二十七条の二第一項第二号に規定する一括清算の約定に類するものとして財務省令で定める約定は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定に類する約定（同号の特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号に規定する特定金融機関等をいう。以下この条において同じ。）のうち法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人が金融商品取引法第百五十六条の十一の二第一項の規定により従うものとされる当該特定金融機関等に係る施行令第二十七条の二第一項第二号の債券現先取引（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。以下この条において同じ。）に係る業務方法書の定めに係るものに限る。）とする。

2　施行令第二十七条の二第一項第二号に規定する発生し得る危険を減少させるための約定として財務省令で定める約定は、次に掲げる約定とする。

一　債券現先取引に係る債券の当該債券現先取引の約定をする日における価額を基礎とし、当該債券現先取引に係る約定価格等算定割合（債券現先取引に係る価格変動等リスク（債券現先取引に係る債券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次号において同じ。）その他を勘案して算出される割合をいう。以下この号において同じ。）を用いて当該債券現先取引につき約定をする価格を算定する旨又は債券現先取引につき約定をする価格を基礎とし、当該債券現先取引に係る約定価格等算定割合を用いて算定した額に相当する価額の債券を当該債券現先取引において譲渡し、若しくは購入する旨の約定

二　次に掲げるいずれかの約定

イ　債券現先取引の取引期間（債券現先取引において債券の譲渡の日又は購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻しの日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）において、当該債券現先取引の一方の当事者が他方の当事者に対し、当該他方の当事者との間の債券現先取引に係る債券の価格又は担保の額の変動に応じて当該他方の当事者との間の債券現先取引に係る価格変動等リスクを減少させるために必要な担保の提供を求めることができる旨の約定

ロ　債券現先取引の当事者の双方が、その合意により当該債券現先取引に係る再評価取引（債券現先取引に係る価格変動等リスクを減少させるために、当該債券現先取引（ロにおいて「再評価対象債券現先取引」という。）の取引期間内のいずれかの時において当該再評価対象債券現先取引を終了し、新たな債券現先取引（当該再評価対象債券現先取引に係る債券と同種及び同量の債券を当該再評価対象債券現先取引の施行令第二十七条の二第九項第五号イ(2)に規定する債券現先取引期日と同一の日にあらかじめ約定した価格で買い戻し、又は売り戻すことを約定して譲渡し、又は購入し、かつ、当該約定に基づき当該債券と同種及び同量の債券を買い戻し、又は売り戻す取引に該当するものに限る。）を約定する手法をいう。）を行うことができる旨の約定

3　施行令第二十七条の二第三項第二号に規定する一括清算の約定に類するものとして財務省令で定める約定は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定に類する約定（同号の特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人に限る。以下この項及び次項において同じ。）が金融商品取引法第百五十六条の十一の二第一項の規定により従うものとされる当該特定金融機関等に係る施行令第二十七条の二第三項第二号の証券貸借取引（法第四十二条の二第一項に規定する証券貸借取引をいう。第十八項第三号において同じ。）に係る業務方法書の定めに係るものに限る。）とする。

4　施行令第二十七条の二第九項第二号に規定する一括清算の約定に類するものとして財務省令で定める約定は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定に類する約定（同号の特定金融機関等が金融商品取引法第百五十六条の十一の二第一項の規定により従うものとされる当該特定金融機関等に係る同号の債券現先取引に係る業務方法書の定めに係るものに限る。）とする。

5　第二項の規定は、施行令第二十七条の二第九項第二号に規定する発生し得る危険を減少させるための約定として財務省令で定める約定について準用する。

6　施行令第二十七条の二第九項第四号に規定する財務省令で定める利率は、債券現先取引の約定をした日の前日以前三月間において、銀行その他の金融機関の間で行われるコール資金の貸付け（担保を徴するものを除くものとし、当該貸付けにつき約定をした日において当該コール資金の授受が行われ、かつ、同日の翌営業日を返済期日とするものに限る。）に係る利率の加重平均値として日本銀行が公表した利率のうち、最も高い利率（当該利率が零を下回る場合には、零）とする。

第二十条第一項及び第二項を次のように改める。

施行令第二十七条の四第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理（情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関して必要な知識を有すると認められる者（次項において「情報解析専門家」という。）により情報の解析を行う専用のソフトウエア（情報の解析を行う機能を有するソフトウエアで、当該専用のソフトウエアに準ずるものを含む。）を用いて行われる分析とする。

2　施行令第二十七条の四第三項第二号イに規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同号に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者とする。

第二十条第三項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第二十七条の四第十一項の」を「第二十七条の四第九項の」に、「第十七項に」を「第八項に」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同項第一号中「並びに代表者」の下に「（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。）の氏名」を加え、「の氏名」を削り、同項第二号中「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に、「第十七項第二号」を「第八項」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十三項を同条第四項とし、同条第十四項中「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十五項中「法人（」の下に「人格のない社団等を含み、」を加え、「第三十九条の三十九第十二項」を「第三十九条の三十九第八項」に、「）に」を「とする。）に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十六項中「第十三項又は第十四項の処分（第二十二条の二第十三項又は第十四項」を「第四項又は第五項の処分（第二十二条の二第十三項第四項又は第五項」に、「のあつた」を「があつた」に、「第四十二条の四第六項第八号」を「第四十二条の四第八項第三号」に、「同号」を「同項第五号」に改め、「又は同項第九号に規定する基準試験研究費の額」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十七項中「第二十七条の四第十一項の」を「第二十七条の四第九項の」に改め、同項第一号中「する法人」の下に「（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同項第四号中「含む事業年度」の下に「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）を加え、「前三年以内に開始した各事業年度（当該開始の日前三年以内に開始した」を「当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した当該分割法人等の各事業年度（当該」に、「、当該連結事業年度」を「当該連結事業年度とし、当該分割等事業年度開始の日が当該分割承継等事業年度開始の日前である場合には当該分割等事業年度開始の日から当該分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含む。」に、「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十八項中「第二十七条の四第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の九項を加える。